南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）変更案（概要）　＜目標年次：令和12年＞

２章　都市づくりの目標

目標

国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成	安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現	多様な魅力と風格ある大阪の創造

方向性

１．大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化	３．災害に強い都市の構築	５．環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
２．国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造	４．産業・暮らしを支える都市環境の整備	６．地域資源を活かした質の高い都市づくり

視点

大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくり　／　多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

３章　区域区分（線引き）の決定に関する方針　＜目標年次：令和7年＞

・市街化区域内における既成市街地の再整備、低未利用地の活用等により、市街地の無秩序な拡大を抑制
・市街化区域への編入は市町村マスタープラン等に位置付けられた区域とする
・都市機能を集約する区域や産業立地を促進する区域において、必要最小限の区域で市街化区域へ編入
・災害リスクの高い区域は原則として市街化区域へは編入しない

・計画的な事業の実施がおおむね5年以内に実施される見込みがある区域については、市街化区域への編入を保留する区域とする
【阪南2区、泉州山手線沿道地区】

【第8回線引き見直し時に保留区域を設定する地区】

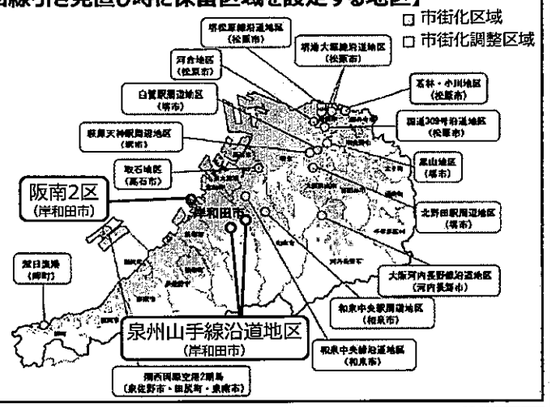

４章　主要な都市計画の決定に関する方針（主な項目）

土地利用に関する方針

【市街化区域の土地利用】
・商業・業務施設等の都市機能は、都市計画法に基づく制度等の活用により、主要な鉄道駅周辺等の中心市街地において集積を図るとともに、都市基盤の充実を目指して、土地の有効・高度利用を促進
・工業・流通業務施設等は、工業団地等に産業用地を集積・維持するとともに、ベイエリアやまちづくり方針等を定める主要な幹線道路沿道等においては、工業系の用途地域を指定するなど適切な土地利用を促進
・住宅地は、既成市街地における配置を優先し、自然系の土地利用からの転換を抑制
・区域区分の運用、生産緑地制度の活用、田園住居地域の指定等により、優良な農地の保全・活用を促進

【市街化調整区域の土地利用】
・自然環境・農空間を保全・再生
・市街化調整区域は、維持・保全することを基本とする
・市町村マスタープラン等に位置付けられている区域で、かつ立地適正化計画との整合が図られている区域については、必要最小限の区域において秩序ある土地利用の誘導を図る

都市施設の整備に関する方針

【交通施設に関する方針】
国土軸や環状交通機能の強化、広域拠点施設（阪神港や関西国際空港等）や国土軸へのアクセスの強化、関西圏の連携強化等、鉄道・道路ネットワークを充実・強化

○都市高速鉄道
・関西国際空港から国土軸や都心部へのアクセスを向上させるなにわ筋線の整備等を推進

○道路
・重要物流道路と指定される道路網や、広域連携の強化、安全・安心の確保等に資する道路の整備を推進

○空港、港湾
・関西国際空港は、アジアのゲートウェイ空港を目指す
・阪南港において、背後圏の港湾物流需要に対応した物流機能を強化

【河川整備の方針】
「人命を守ることを最優先」とする基本理念のもと、洪水・土砂災害リスクを府民と共有するとともに、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」各施策を効率的・効果的に組み合わせるトータルマネジメントにより対策を推進（洪水リスク情報の共有、河川への流出を抑制する雨水貯留・浸透事業、治水施設の整備等）

【下水道整備の方針】
老朽化施設の改築更新を優先的に進めながら、水質の改善や浸水対策に取組む（下水道未整備地域の普及、10年に一度の降雨に対する雨水施設の整備、局所的な集中豪雨による都市型水害対策等）

【公園整備の方針】
大阪の活力と魅力を高め、府民の安全・安心な生活を支えるとともに、みどりの少ない大阪の貴重な自然環境を保全（PMO型指定管理等の導入によるにぎわいづくり、防災公園の整備等）

市街地開発事業に関する方針

産業や暮らしを支える都市環境を整備し、地域資源を活かしたより質の高い都市づくりを推進
・主要な鉄道駅周辺等の中心市街地において、人・企業を呼び込むにぎわいのある都市の創出
・駅前等の生活拠点となる市街地において、居住、商業、文化、医療、子育て等生活支援機能を充実
・主要幹線道路沿道等の大規模低未利用地において、工業・流通業務施設等を誘導

その他の方針

【都市防災に関する方針】
・土砂災害特別警戒区域等、土石流やがけ崩れ等による災害の発生の恐れのある区域において、新たな土地利用を原則抑制
・10年に一度の降雨（時間雨量50㎜）に対し、下水道・河川、雨水施設の整備等を実施
・確率雨量の大きさに関係なく床上浸水（浸水深50㎝以上）が想定される地域を「洪水リスクを特に留意すべき地域」とし、新たな開発行為を事業者等が検討する機会をとらえ、洪水リスク情報を詳細に周知
・道路、防潮堤、下水道施設等土木構造物やライフラインの耐震化を推進および鉄道の耐震化を促進

【みどりに関する方針】
・自然山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境や都市部の多様なみどりを保全・育成・活用

【居住環境に関する方針】
・駅前周辺の中心地や既成市街地における建替えを促進し、良質な住宅・宅地ストックの流通や空き家の有効活用を促進

【都市環境に関する方針】
・人工排熱の低減や、建物表面の蓄熱の低減、建物・地表面の高温化抑制により、ヒートアイランド現象を緩和

【都市景観に関する方針】
・地域地区、地区計画、協定制度等の積極的な活用により、自然、風土、歴史、伝統、文化等の地域の特性を活かした景観形成を図る

５章　都市づくりの推進に向けて

・産・公・民・学が目標を共有し、総合的に都市を計画、整備、管理・運営する協働・連携の仕組みづくりを促進
・民間が主体になってまちづくりや地域経営を積極的に行う、エリアマネジメントの取組みを促進
・都市マネジメントにICT技術を活用し、都市全体の観点から最適化を図るスマートシティの取組みを推進

＜公聴会の開催状況＞

○開催日
令和2年1月20日（月）

○公述申出期間
令和元年12月11日（水）～12月25日（水）

○公述申出
岸和田市に関する公述申出は無し

＜今後のスケジュール案＞

令和1年　8月　9日	市都計審①：報告
令和1年11月25日	市都計審②：報告
令和2年　1月20日	府公聴会の開催
令和2年　3月30日	市都計審③：報告
令和2年　5月18日 ～　6月　1日	案の縦覧 意見書の提出：5月18日から6月1日まで ※広報きしわだ5月号、市・府ホームページでお知らせ
令和2年　7月頃	市都計審④：諮問
令和2年　7月頃	府都計審：諮問
令和2年　9月頃	府告示